

### 〈記載例〉

### ＜今の氏を継続する場合＞

戸籍届出の際の戸籍謄本（全部事項証明書）の添付は原則不要です

離婚届

令和3年10月1日届出

埼玉県北葛飾郡杉戸町長殿

受理令和年月日 第号  
発送令和年月日  
送付令和年月日 第号  
長印

書類検査 戸籍記載 記載検査 調査票 附票 住民票 通知

(1) 氏名 夫 甲野 義夫 妻 甲野 由香  
生年月日 昭和49年7月4日 昭和52年10月23日  
住所 埼玉県北葛飾郡杉戸町 埼玉県春日部市  
清地2丁目9番29号 中央6丁目2番地  
世帯主の記載は不要

(2) 本籍 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番地  
筆頭者の氏名 甲野 義夫

父母及び養父母の氏名  
父の父 甲野 和夫 続き柄 妻の父 乙野 正治 続き柄  
母 秋子 長男 母 春子 長女  
母との続柄  
右の妻の父以下にも  
妻の父がある場合には  
その続柄を記入ください

離婚の種別  
□協議離婚  
□調停 年月日成立  
□審判 年月日確定  
□和解 年月日成立  
□請求の認諾 年月日認諾  
□離婚 年月日確定

姻前の氏に  
もどる者の本籍

番地番  
(よみかた)  
筆頭者  
氏名

(5) 未成年の子の名  
夫が親権を行う子 妻が親権を行う子 甲野正夫、甲野冬香

(6) 同居の期間  
平成23年11月から 令和3年9月まで  
(同居を始めたとき)  
(別居したとき)

(7) 別居する前の住  
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番地番29号

(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と  
□1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯  
□2.農業・商業・サービス業等を個人で経営している世帯  
□3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)  
□4.3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)  
□5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯  
□6.仕事をしている者のいない世帯

(9) (10) 夫妻の職業  
(固有開示の事項)  
夫の職業 妻の職業

確認通知  
届出人署名 夫 甲野 義夫 印 妻 甲野 由香 印  
事務局号 住所を定めた年月日  
夫 年月日 連絡先 電話 0480(33)1111(夫)  
妻 年月日 0480-32-6388(妻)  
勤務先 [ ] 携帯

記入の注意  
鉛筆や消え  
筆頭者の  
届出はこの  
届出はこの  
そのほか  
必要ですか  
あらかじめ用意してください。

協議離婚(話し合いによる離婚)の場合は  
成人2名の証人が必要です。

判決離婚のとき  
に提出證明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名  
(※押印は任意) 乙川 凜 印 丙山 夏子 印  
生年月日 平成8年10月4日 昭和38年9月29日  
住所 埼玉県南埼玉郡宮代町 埼玉県幸手市  
笠原1丁目4番1号 4丁目6番8号  
本籍 埼玉県南埼玉郡宮代町 埼玉県幸手市  
笠原1丁目4番地 4丁目6番地

□には、あてはまるものに□のようにしるしをつけてください。  
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、女の姓に何を記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届出を提出する必要があります)。

同居を始めたとき  
届け出る  
今この氏を継続する場合は、この欄は記入しないでください。

合わせて別紙の届出が必要になります。  
裏面をご覧ください。

・経済的  
□養育費の  
取決め方法: (□公  
的扶養義務の範  
囲など)  
□まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画  
[www.houteras.jp](https://www.houteras.jp)

詳しく述べ  
は、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。  
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

Q 法務省 異居 法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について無料で提供しています。お問い合わせやご相談をお利用いただける場合もあります。  
[www.houteras.jp](https://www.houteras.jp)

親権を行うだけでは  
子の氏は変わりません  
職員にお尋ねください

日中に連絡の取れる  
電話番号を記入してください  
(夫と妻)

# ＜今の氏を継続する場合 別紙＞ ※離婚届と合わせて届出してください

離婚の際に称して いた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)		受理 令和 年 月 日 第 号		発送 令和 年 月 日 長印	
		送付 令和 年 月 日 第 号			
		書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票
		住 民 票	通 知		
(1) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名		(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) こうの 姓 氏 名			
(2) 住 所		埼玉県春日部市中央6丁目2番地 番号			
(3) 本 種		(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番地 筆頭者の氏名			
(4) 氏		変更前(現在称している氏) 甲野		変更後(離婚の際に称していた氏) こうの 氏 名	
(5) 離 婚 年 月 日		令和3年10月1日			
(6) 離婚の際に称していた氏を称した後の本籍		((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がない場合には記載する必要はありません) 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1丁目4番地 筆頭者の氏名			
(7) そ の 他					
(8) 届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名) (変更後の氏名)		甲野 由香 印			
		連絡先 電話 0480(32)6388 自宅・勤務先[ ]・携帯			

署名は必ず  
本人が記入してください。

新しく定める本籍を  
記入してください。

日中に連絡の取れる  
電話番号を記入してください。